資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億九千三百十五万五千六百十六円、資本準備金の額を金四十億九千八百五十一万四千九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.denshi-kohkoku.com/shouei_project/

平成二十八年十月十九日

札幌市中央区南二条西四丁目七番地一フェアリースクエア

株式会社正栄インベストメント

代表取締役　美山　正広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千三百四十六万九千二百九十円、資本準備金の額を四億二千七百九十六万九千二百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月十二日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇一号）

平成二十八年十月十九日

東京都中央区築地四丁目一番一号

アスタミューゼ株式会社

代表取締役　永井　歩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月十九日

神奈川県横須賀市久里浜五丁目一三番一号

株式会社久里浜中央会館

代表取締役　池田　実

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して、すでに発行されている普通株式を乙種類株式としたうえで、乙種類株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十八年十一月二十一日です。

平成二十八年十月十九日

大阪府東大阪市加納四丁目一五番二九号

セントラル工業株式会社

代表取締役　坂本　勲

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である乙種類株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券（本公告日現在当社が発行する全ての株券がこれに該当します。）を所有する方は、株券提出日である平成二十八年十一月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十月十九日

大阪府東大阪市加納四丁目一五番二九号

セントラル工業株式会社

代表取締役　坂本　勲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である原田暁美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月十九日

埼玉県朝霞市本町二丁目一三番一六号朝陽ビル五F

ジーンウィズ・インコーポレーテッド

日本における代表者　原田　暁美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である崔南慶が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月十九日

大韓民国ソウル特別市永登浦区キョンインロ七七五、三棟六〇七号（文來洞三街、エースハイテックシティー）

東京都千代田区内神田一丁目五番一一号

株式会社ミレロカヌンキル

日本における代表者　崔　南慶

限定承認公告

本籍茨城県土浦市中村南三丁目番外二四番地

一四九、最後の住所茨城県つくば市高見原四丁目七番地四〇　被相続人　亡　石渡　知宏

右被相続人は平成二十二年九月七日死亡し、その相続人は平成二十八年十月十一日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

茨城県つくば市高見原四丁目七番地四〇

相続財産管理人　石渡　光男

限定承認公告

本籍広島市安佐北区白木町大字市川一九〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中下　久夫

右被相続人は平成二十六年十月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

広島市中区上八丁堀七番一号　ハイオス広島四一四号

相続財産管理人小田友美

代理人弁護士　佐々木和宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千万円減少し九億七千八百三十三万三千四百八十三円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月十日

掲載頁　六十頁（号外第一〇三号）

平成二十八年十月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ａｌｐｈａ特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資十二億九千八百三十三万三千四百八十三口を九億七千八百三十三万三千四百八十三口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年十一月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ａｌｐｈａ特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン

正誤

ページ	段	行	誤	正
三上		終りから一〇	経過することに	経過することに

平成二十八年九月二十九日（号外第百八十九号）公布国土交通省令第六十一号（都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一七	表中改正後欄中	一四	第六号まで
〃	表中改正前欄中	〃	第五号まで
〃	〃	〃	第五号まで

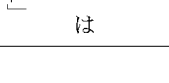
二六ページ表中改正前欄様式第十中権利変換期日前の権利の状況中「ごされる借害権」は「借害権」の誤り。

同ページ同様式与えられることとなる資産の価額の概算額中「又はその」は「又はその」の誤り。

三一ページ表中改正後欄様式第（十一）中権利変換期日前の権利の状況使用収益権中



は



の誤り。

三三ページ表中改正前欄様式第十二(一)中「利変換期日後の権利の状」は「権利変換期日後の権利の状況」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十九日付第二三一号六　四ページ●同日付政府調達第一九六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）